中小企業者等に対する金融の円滑化を図る説明書類

令和５年４月１日

鹿児島みらい農業協同組合

金融円滑化にかかる基本的方針，体制の概要および実施状況

令和５年４月１日
鹿児島みらい農業協同組合

当組合は，農業者の協同組織金融機関として，「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を，金融機関として最も重要な役割の一つであることを認識し，その実現に向けて取組んでおります。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置法」（以下「金融円滑化法」という。）は終了しましたが，引き続き当組合の金融円滑化にかかる措置の実施状況について公表いたします。

１　金融円滑化にかかる措置の実施に関する方針の概要

当組合では，金融の円滑化に関する基本方針を定めた「金融円滑化にかかる基本的方針」を，理事会にて，以下のとおり制定しております。

金融円滑化にかかる基本的方針（概要）
１ 新規のご融資・お借入条件の変更等のお申込みに対する，柔軟な対応
２ お客さまの経営相談等，経営改善に向けた取組みへの支援
３ 新規のご融資・お借入条件の変更等のご相談・お申込みに対する適切かつ十分な説明
４ 新規のご融資・お借入条件の変更等に関する苦情相談への公正・迅速・誠実な対応
５ 当組合の金融円滑化管理に関する体制

（注）方針の全文については，平成３０年３月１日に公表しております。

２　金融円滑化にかかる措置の状況を適切に把握するための体制の概要

当組合では金融円滑化にかかる措置を適切に把握し対応するため，以下の体制を整備しております。

（１）組合長以下，関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて，当組合の金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し，組織横断的に協議することとしております。また，協議内容については，定期的に理事会へ報告することとしております。

（２）信用事業担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」，融資部を「金融円滑化管理責任部署」として，当組合全体の金融円滑化にかかる対応状況を把握することとしております。

（３）各本支店に「金融円滑化管理担当者」を設置し，各本支店における金融円滑化にかかる対応状況を把握し，融資部へ報告することとしております。

（４）各本支店では，金融円滑化にかかる取引の実施状況について，記録を作成し，当該記録は５年間保存することとしております。

≪ＪＡ鹿児島みらい金融円滑化にかかる体制　別紙１≫

３　金融円滑化にかかる措置に関する苦情相談を適切に行うための体制の概要

（１）お客さまからの，金融円滑化にかかるご相談の窓口を融資部に設置しているほか，各本支店においても承っております。

（２）お客さまからの，当組合の金融円滑化にかかる措置に対する苦情については，融資部に受付窓口を設置しております。また，各本支店で苦情を受けた場合には，当組合所定の手続きに従って，速やかに融資部に連絡し，融資部と各本支店が連携のうえ，適切な対応を実施する体制を整備しております。

≪苦情・相談対応窓口の設置　別紙２≫

4　金融円滑化にかかる措置をとった後において，当該措置にかかる中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要

（１）金融円滑化責任部署（または，金融円滑化管理協議会等）を中心に，お借入条件の変更等を行ったお客さまの経営状況や経営改善計画の進捗状況を継続的に把握し，必要に応じて経営改善又は再生のための助言等を行う等，お客さまへの支援について真摯に取り組みます。

（２）特に，農業者のお客さまに関しては，当組合の営農部門とも連携し，経営相談等行う体制を整備しております。

（３）また，経営相談，経営改善・再生のための支援能力向上のため，当組合職員に対し，必要な研修，指導を行っております。

5　貸付条件の変更等の実施状況

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の実施状況

〔債務者が中小企業者である場合〕

（単位：件）

	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	20	5	42	32	22
うち、実行に係る貸付債権の数	0	20	5	41	32	22
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	1	0	0
うち、審査中に係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の実施状況

〔債務者が住宅資金借入者である場合〕

（単位：件）

	平成30年3月末	平成31年3月末	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	3	1	3	3	0
うち、実行に係る貸付債権の数	0	0	1	3	3	0
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	1	0	0	0	0
うち、審査中に係る貸付債権の数	0	2	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0	0	0

○貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数

〔債務者が正組合員である場合〕

（単位：件）

	令和2年3月末	令和3年3月末	令和4年3月末	令和5年3月末
貸付けの条件の変更等の申込みを受けた貸付債権の数	0	3	3	2
うち、実行に係る貸付債権の数	0	3	3	2
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	0	0	0
うち、審査中に係る貸付債権の数	0	0	0	0
うち、取下げに係る貸付債権の数	0	0	0	0